

# 患者さんの個人負担 (衛生材料、保険医療材料等の運用)

## <本資料の構成>

P1: 保険算定のポイント整理

P2~4: 患者さんから実費徴収できるもの・してはいけないもの

P5~7: 在宅療養指導管理料を算定している患者さんへの衛生材料等の支給

P8~9: 在宅療養指導管理料を算定していない患者さんへの衛生材料等の支給

### 保険算定のポイント (在宅編)

	同じ医療機関同士又は (「特別の関係」の訪問看護S)			医療機関+訪問看護S	
	医師	医師	看護師	医師	看護師
		看護師	看護師	看護師	看護師
訪問診療料	◎	◎	—	◎	—
訪問看護料	—	×	◎	◎	◎
処置料 (医療機関での算定)	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 (医科)	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 (在宅)	◎	◎	◎	◎	◎
衛生材料・保険医療材料 (在宅療養指導管理料算定患者)	医療機関から支給				
衛生材料・保険医療材料 (在宅療養指導管理料算定患者してないが、訪問看護している患者)	衛生材料等提供加算				

## 1. 保険算定のポイント (在宅編)

在宅医療における診療報酬は、大きく以下の4つの視点でとらえると理解がしやすくなります。

- ① 医師の訪問診療、看護師の訪問看護の費用
- ② 在宅での処置の技術料としての費用
- ③ 特定保険医療材料
- ④ 衛生材料・保険医療材料等

本資料では、④の衛生材料・保険医療材料等について解説します。

## 診療報酬における言葉の意味

### ①衛生材料等(処置料等に含まれる)

- ・ ガーゼ、絆創膏、ロールフィルムなどの雑品系の製品

### ②保険医療材料(処置料等に含まれる)

- ・ 保険適応でない医療機器  
フィルム材、パッド付きドレッシング等

### ③特定保険医療材料(規定のもとに保険算定できる)

- ・ 保険適応の医療機器  
局所陰圧閉鎖処置用材料、陰圧創傷治療用カートリッジ  
創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ等

## 2. 診療報酬における言葉の意味

診療報酬の中で用いられる言葉の意味を整理します。(創傷管理の視点で整理します)

- ① 衛生材料等とは、ガーゼ、絆創膏、ロールフィルムなどの雑品系の製品を指します。
- ② 保険医療材料とは、保険適応でない医療機器で、フィルム材、パッド付ドレッシング等を指します。①の衛生材料等と②の保険医療材料は処置料等に含まれて保険償還はできません。
- ③ 特定保険医療材料とは、保険適応の医療機器であり、局所陰圧閉鎖処置用材料、陰圧創傷治療用カートリッジ、創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ等を指します。

## 第9 部 処置

### 通則

1 処置の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

2 処置に当たって、第2節に掲げる医療機器等、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節、第3節又は第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

3 第1節に掲げられていない処置であって簡単な処置の費用は、薬剤又は特定保険医療材料を使用したときに限り、第3節又は第4節の各区分の所定点数のみにより算定する。

4 第1節に掲げられていない処置であって特殊な処置の処置料は、同節に掲げられている処置のうちで最も近似する処置の各区分の所定点数により算定する。

5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

厚生労働省告示第57号 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 通則 令和2年3月5日  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)

## 3. 「処置」の通則

在宅に限らず、「処置」の通則に、「1 処置の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。」と記載されていますので、衛生材料や保険医療材料を売店購入などで患者さんに負担させることは不適切です。

## 第9 部処置

1 処置の費用は、第1 節処置料及び第2 節処置医療機器等加算、第3 節薬剤料又は第4 節特定保険医療材料に掲げる所定点数を合算した点数によって算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される包帯（頭部・頸部・躯幹等固定用伸縮性包帯を含む。）、ガーゼ等衛生材料、患者の衣類及び保険医療材料の費用は、所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、処置に用いる衛生材料を患者に持参させ、又は処方せんにより投与するなど患者の自己負担とすることは認められない。

2 特に規定する場合を除き、患者に対して特定保険医療材料又は薬剤を支給したときは、これに要する費用として、特定保険医療材料については「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の定めるところにより、薬剤については「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の定めるところにより算定する。なお、この場合、薬剤費の算定の単位は1 回に使用した総量の価格であり、患者に対して施用した場合に限り、特に規定する場合を除き算定できるものであるが、投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。

3 洗腸、注腸、吸入、100平方センチメートル未満の第1 度熱傷の熱傷処置、100平方センチメートル未満の皮膚科軟膏処置、洗眼、点眼、点耳、簡単な耳垢栓除去、鼻洗浄、狭い範囲の湿布処置その他第1 節処置料に掲げられていない処置であって簡単な処置（簡単な物理療法を含む。）の費用は、基本診療料に含まれるものとし、別に算定することはできない。なお、処置に対する費用が別に算定できない場合（処置後の薬剤病巣散布を含む。）であっても、処置に際して薬剤を使用した場合には、第3 節薬剤料に定めるところにより薬剤料を算定することはできる。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 令和2年3月5日 保医発0305第1号  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)

### 4. 「処置」の留意事項

留意事項には、「ガーゼ等衛生材料、患者の衣類及び保険医療材料の費用は、所定点数に含まれており、別に算定できない。なお処置に用いる衛生材料を患者に持参させ、又は処方せんにより投与するなどの患者の自己負担とすることは認められない。」と、さらに具体的に明記されています。

保医 0323 第 1 号  
令和 2 年 3 月 23 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公 印 省 略)

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、今般、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号）の一部を下記のように改めるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。



ポイント

厚生労働省 保医03233 第1号 令和2年3月23日  
療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000610155.pdf>

### 5. 療養担当規則

こちらは、診療報酬の基本ルールである、「療養担当規則」の中で、患者さんへの個人負担について規定した通知です。平成17年の9月に初めて通知が出て、令和2年の3月に最新版となりました。

## 療養担当規則・・・実費徴収ができるもの

### 2 療養の給付と直接関係ないサービス等

療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

#### (1) 日常生活上のサービスに係る費用

アおむつ代、尿とりパッド代、履帯代、T字帯代  
イ病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。）  
ウテレビ代  
エ調理代  
オクリーニング代  
カゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し  
キMD、CD、DVD各プレイヤー等の貸出し及びそのソフトの貸出し  
ク患者図書館の利用料等

#### (2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

ア証明書代  
（例）産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要診断書等の作成代等  
イ診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料）  
ウ外国人患者が自国の保険請求等に必要診断書等の翻訳料等

#### (3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

ア在宅医療に係る交通費  
イ薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする。）等

#### (4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

インフルエンザ等の予防接種、感染症の予防に適應を持つ医薬品の投与  
イ美容形成（しみとり等）  
ウ禁煙補助剤の処方（ニコチン依存症管理料の算定対象となるニコチン依存症（以下「ニコチン依存症」という。）以外の疾病について保険診療により治療中の患者に対し、スクリーニングテストを実施し、ニコチン依存症と診断されなかった場合であって、禁煙補助剤を処方する場合に限る。）  
エ治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施する検診（治療の実施上必要と判断し検査等を行う場合を除く。）等

#### (5) その他

ア保険薬局における患者等への調剤した医薬品の持参料及び郵送代  
イ保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代  
ウ日本語を理解できない患者に対する通訳料  
エ他院より借りたフィルムの返却時の郵送料  
オ院内併設プールで行うマタニティスイミングに係る費用  
カ患者都合による検査のキャンセルに伴い使用することのできなくなった当該検査に使用する薬剤等の費用（現に生じた物品等に係る損害の範囲内に限る。なお、検査の予約等に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。）  
キ院内託児所・託児サービス等の利用料  
ク手術後のがん患者等に対する美容・整容の実施・講習等  
ケ有床義歯等の名入れ（刻印・プレート）の挿入等  
コ画像・動画情報の提供に係る費用（区分番号「B010」診療情報提供料（Ⅱ）を算定すべき場合を除く。）  
サ公的な手続き等の代行に係る費用等



ポイント

厚生労働省 保医03233 第1号 令和2年3月23日  
療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000610155.pdf>

## 6. 療養担当規則...実費徴収ができるもの

患者さんに自己負担させても良いのが、こちらのリストです。おむつ、尿取りパッドは、介護保険（介護報酬）では施設側の負担ですが、医療保険（診療報酬）では、個人負担いただいてもかまいません。介護報酬と診療報酬で違いがありますので、ご注意ください。

## 療養担当規則・・・実費徴収ができないもの

### 3 療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものとしては、具体的には次に掲げるものが挙げられること。

#### (1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用

ア入院環境等に係るもの  
（例）シーツ代、冷暖房代、電気代（ヘッドホンステレオ等を使用した際の充電に係るもの等）、清拭用タオル代、おむつの処理費用、電気アンカ・電気毛布の使用料、在宅療養者の電話診療、医療相談、血液検査など検査結果の印刷費用代等

#### イ材料に係るもの

（例）衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、ワロバグテープ、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、医師の指示によるスポイト代、散剤のカプセル充填のカプセル代、一包化した場合の分包紙代及びユニパック代等

#### ウサービスに係るもの

（例）手術前の剃毛代、医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談、車椅子用座布団等の消毒洗浄費用、インターネット等より取得した診療情報の提供、食事時のとりみ剤やフレーバーの費用等

#### (2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用（費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く。）

#### (3) 新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用

ア薬事法上の承認前の医薬品・医療機器（治療に係るものを除く。）  
イ適応外使用の医薬品（評価療養を除く。）  
ウ保険適用となっていない治療方法（先進医療を除く。）等

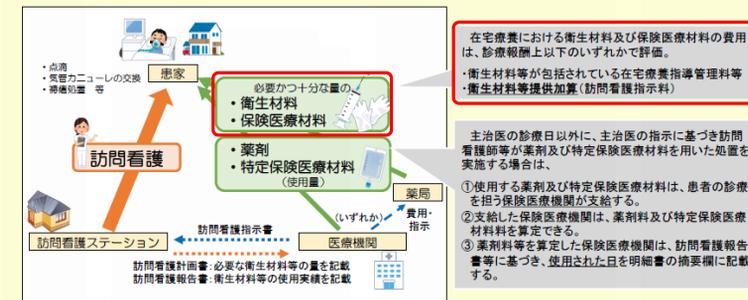
厚生労働省 保医03233 第1号 令和2年3月23日  
療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000610155.pdf>

## 7. 療養担当規則...実費徴収ができないもの

患者さんに、自己負担させてはいけない具体的な項目です。材料に係るものについて、赤枠で囲いました。衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、手袋代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、サポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、が明記されています。

在宅療養における衛生材料等の供給体制

- 在宅療養上必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料は、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を提供するにあたり必要な分も含め、患者の診療を担う保険医療機関が提供するものである。(薬局を介した提供も可。)
- 医師の診療日以外であっても、医師の指示に基づき訪問看護ステーションの看護師等が処置等を実施した場合に用いた薬剤及び特定保険医療材料は、指示をした保険医療機関において薬剤料及び特定保険医療材料を算定できる。



厚生労働省 平成28年度診療報酬改定 解説資料 平成28年3月4日  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012857.html>

8. 在宅療養における衛生材料等の供給体制について(平成28年度診療報酬改定)  
 2016年(平成28年)の診療報酬の改定で、材料関係が整理されました。衛生材料、保険医療材料については、
- ① 在宅療養指導管理料を算定している患者さん
  - ② 在宅療養指導管理料を算定していない患者さん
- で運用がかわります。

保険算定のポイント(在宅編)

	同じ医療機関同士又は (「特別の関係」の訪問看護S)			医療機関+訪問看護S	
	医師	医師 看護師	看護師	医師 看護師	看護師
訪問診療料	◎	◎	—	◎	—
訪問看護料	—	×	◎	◎	◎
処置料 (医療機関での算定)	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 (医科)	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 (在宅)	◎	◎	◎	◎	◎
衛生材料・保険医療材料 (在宅療養指導管理料算定患者)	医療機関から支給				
衛生材料・保険医療材料 (在宅療養指導管理料算定患者でないが、訪問看護している患者)	衛生材料等提供加算				

9. 在宅療養指導管理料を算定する患者さんの衛生材料・保険医療材料  
 在宅療養指導管理料を算定している患者さんについては、医療機関から支給することが義務付けられています。

## 在宅療養指導管理料

C100	退院前在宅療養指導管理料		120点
C101	在宅自己注射指導管理料	1 複雑な場合	1,230点
		2 1以外の場合	
		イ 月27回以下の場合	650点
		ロ 月28回以上の場合	750点
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料		820点
C101-3	在宅妊婦糖尿病患者指導管理料1		150点
		2 在宅妊婦糖尿病患者指導管理料2	150点
C102	在宅自己腹膜透析指導管理料		4,000点
C102-2	在宅血液透析指導管理料		8,000点
C103	在宅酸素療法指導管理料	1 テアノーゼ型先天性心疾患の場合	520点
		2 その他の場合	
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料		2,400点
C105	在宅成分栄養法指導管理料		3,000点
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料		2,500点
C105-3	在宅半固形栄養法指導管理料		1,050点
C106	在宅自己導尿指導管理料		2,500点
C107	在宅人工呼吸指導管理料		1,400点
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1	2,250点
		2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	250点
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料		1,500点
C108-2	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料		1,500点
C109	在宅誤り患者処置指導管理料		1,050点
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料		1,300点
C110-2	在宅薬物等副反応治療指導管理料		810点
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料		810点
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料		810点
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料		1,500点
C112	在宅気管切開患者指導管理料		900点
C113	削除		
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料		1,000点
C115	削除		
C116	在宅橋込型補助人工心臓（非補助型）指導管理料		45,000点
C117	在宅経腸投薬指導管理料		1,500点
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料		2,800点
C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料		950点
C120	在宅中耳加圧療法指導管理料		1,800点

創傷被覆材の算定については、

- ① いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、
  - ② 皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）
- （DESIGN分類D3、D4、D5）の褥瘡患者に対して算定できます。

NPWTについては、在宅療養指導管理料は設定されていません。

厚生労働省告示第57号 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 令和2年3月5日  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000168411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000168411_00027.html)

## 10. 在宅療養指導管理料について

こちらが在宅療養指導管理料の一覧です。大多数の項目が、医療機器を使う管理料になります。医療機器を使う時には、それを固定する材料等が必要になります。医療機関と同様の手技が在宅でもできるように、「衛生材料」「保険医療材料」を支給することが必要です。

創傷被覆材の算定については、

- ① いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、
- ② 皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）（DESIGN分類D3、D4及びD5）の褥瘡患者

に対して算定できます。

NPWT(局所陰圧閉鎖療法)については、在宅療養指導管理料は設定されていません。

## 第2節 在宅療養指導管理料

### 第1款 在宅療養指導管理料

1 在宅療養指導管理料は、当該指導管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該医師が療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、各在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、**併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定する。**  
ただし、当該保険医療機関に来院した患者の看護者に対してのみ当該指導を行った場合には算定できない。  
なお、衛生材料等の支給に当たっては、以下の2又は3の方法によることも可能である。

2 衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、当該患者へ訪問看護を実施している訪問看護事業者から、訪問看護計画書（「訪問看護計画書等の記載要領等について」別紙様式1）により必要とされる衛生材料等の量について報告があった場合、医師は、その報告を基に療養上必要な量について判断の上、患者へ衛生材料等を支給する。また、当該訪問看護事業者から、訪問看護報告書（「訪問看護計画書等の記載要領等について」別紙様式2）により衛生材料等の使用実績について報告があった場合は、医師は、その内容を確認した上で、衛生材料等の量の調整、種類の変更等の指導管理を行う。

3 また、医師は、2の訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、保険薬局（当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており、地域支援体制加算又は在宅患者調剤加算の届出を行っているものに限る。）に対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 令和20年3月5日 保医発0305第1号  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)

## 11. 在宅療養指導管理料の留意事項（1）

在宅療養指導管理料の留意事項に、「併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定する。」と明記されています。

また支給方法は、医療機関からだけでなく、条件を満たした「調剤薬局」からも可能です。

## 第2節 在宅療養指導管理料

### 第1款 在宅療養指導管理料

11 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む。）、指導内容の要点を診療録に記載すること。

**12 保険医療機関が在宅療養指導管理料を算定する場合には、当該指導管理に要するアルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供すること。なお、当該医療材料の費用は、別に診療報酬上の加算等として評価されている場合を除き所定点数に含まれ、別に算定できない。**

13 関連学会より留意事項が示されている在宅療養については、指示、管理に当たってはこれらの事項を十分参考とするものとする。（例：「がん緩和ケアに関するマニュアル」（厚生省・日本医師会監修））

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 令和20年3月5日 保医発0305第1号  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)

## 12. 在宅療養指導管理料の留意事項（2）

留意事項の12番には、さらに具体的に「アルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）」が明記され、当該保険医療機関が提供すること、と規定されています。繰り返しになりますが、医療機関と同じ材料を使って在宅で処置をすることがこの制度と留意事項のポイントです。

## 保険算定のポイント（在宅編）

	同じ医療機関同士又は （「特別の関係」の訪問看護S）			医療機関＋訪問看護S	
	医師	医師 看護師	看護師	医師 看護師	看護師
訪問診療料	◎	◎	—	◎	—
訪問看護料	—	×	◎	◎	◎
処置料 （医療機関での算定）	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 （医科）	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 （在宅）	◎	◎	◎	◎	◎
衛生材料・保険医療材料 （在宅療養指導管理料算定患者）	医療機関から支給				
衛生材料・保険医療材料 （在宅療養指導管理料算定患者してないが、訪問看護している患者）	衛生材料等提供加算				

13. 在宅療養指導管理料を算定していない患者さんの衛生材料・保険医療材料在宅療養指導管理料を算定していない患者さんに対して衛生材料や保険医療材料を支給する際に利用可能な制度である「衛生材料等提供加算」についてご説明します。

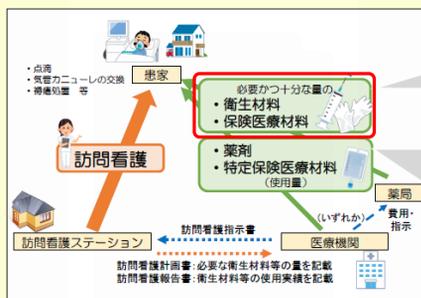
平成28年度診療報酬改定

### 質の高い在宅医療・訪問看護の確保⑭

2016改定

#### 在宅療養における衛生材料等の供給体制

- 在宅療養上必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料は、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を提供するにあたり必要な分も含め、患者の診療を担う保険医療機関が提供するものである。（薬局を介した提供も可。）
- 医師の診療日以外であっても、医師の指示に基づき訪問看護ステーションの看護師等が処置等を実施した場合に用いた薬剤及び特定保険医療材料は、指示をした保険医療機関において薬剤料及び特定保険医療材料を算定できる。



在宅療養における衛生材料及び保険医療材料の費用は、診療報酬上以下のいずれかで評価。

- 衛生材料等が包括されている在宅療養指導管理料等
- 衛生材料等提供加算（訪問看護指示料）

主治医の診療日以外に、主治医の指示に基づき訪問看護師等が薬剤及び特定保険医療材料を用いた処置を実施する場合は、

- 使用する薬剤及び特定保険医療材料は、患者の診療を担う保険医療機関が支給する。
- 支給した保険医療機関は、薬剤料及び特定保険医療材料を算定できる。
- 薬剤料等を算定した保険医療機関は、訪問看護報告書等に基づき、使用された目を明細書の摘要欄に記載する。

厚生労働省 平成28年度診療報酬改定 解説資料 平成28年3月4日  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112857.html>

14. 衛生材料等提供加算の位置づけ  
「衛生材料等提供加算」は、義務ではなく、「訪問看護指示書」への加算になります。

## 衛生材料等の提供についての評価

訪問看護を指示した保険医療機関が、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供したことについて評価する。

訪問看護指示料、精神科訪問看護指示料

(新) 衛生材料等提供加算 80点(月1回)

[算定要件]

訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書を交付した患者のうち、衛生材料及び保険医療材料が必要な者に対して、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供した場合

※ 在宅療養指導管理料等を算定している場合は、当該管理料に包括される。

在宅患者訪問点滴注射管理指導料

現行 在宅患者訪問点滴注射管理指導料 60点



改定後 在宅患者訪問点滴注射管理指導料 100点



在宅療養指導管理料を算定している患者には  
「保険材料」「衛生材料」の支給は義務！！  
在宅療養指導管理料を算定していないが、  
訪問看護をしている患者には、  
「保険医療材料」「衛生材料」の支給で加算！！

厚生労働省 平成28年度診療報酬改定 解説資料 平成28年3月4日  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112857.html>

## 15. 衛生材料等提供加算の詳細

訪問看護をしている患者さんに、医療機関から衛生材料・保険医療材料を支給した場合に、医療機関に80点（800円）の加算が付きます。

患者さんにとって、医療機関で使っている材料が、1割から3割負担、具体的に言うと800円分を80円から240円で手に入るので大変感謝されます。

医療安全上も経済上も、この制度の活用をお勧めします。

## 保険算定のポイント（在宅編）

	同じ医療機関同士又は （「特別の関係」の訪問看護S）			医療機関＋訪問看護S	
	医師	医師		医師	
		看護師	看護師	看護師	看護師
訪問診療料	◎	◎	—	◎	—
訪問看護料	—	×	◎	◎	◎
処置料 （医療機関での算定）	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 （医科）	◎	◎	×	◎	×
特定保険医療材料 （在宅）	◎	◎	◎	◎	◎
衛生材料・保険医療材料 （在宅療養指導管理料算定患者）	医療機関から支給				
衛生材料・保険医療材料 （在宅療養指導管理料算定患者してないが、訪問看護している患者）	衛生材料等提供加算				

## 16. 在宅医療における保険算定のポイントまとめ

今回は、患者さんへの衛生材料と保険医療材料の支給方法について解説しました。ポイントは「在宅療養指導管理料」の算定の有無です。

本資料の情報が制度の正しい理解の一助となり、質の高い医療・看護の提供のお役に立てば幸いです。

在宅の特定保険医療材料の運用については、別動画「局所陰圧閉鎖療法（NPWT）の運用について」を併せてご覧ください。

本資料に関するお問い合わせはこちら  
<http://go.3M.com/medical/contactmt/>



3Mは、3M社の商標です。

2020年8月発行



スリーエム ジャパン株式会社  
<http://go.3M.com/medical-jp/>

CAPT\_141\_A

カスタマーコールセンター  
製品のお問い合わせはナビダイヤルで  
 **0570-011-321**  
8:45~17:15 / 月~金 (土日祝年末年始は除く)